相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区柴又五丁目二八番、最後の住所東京都葛飾区柴又五丁目二八番七号
被相続人　亡　草野　昌直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十九日
事務所東京都中央区八重洲二丁目一一番七号ます美ビル七階青木孝法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西村　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区栄町九番地、最後の住所東京都板橋区前野町二丁目三八番九―四〇八号
被相続人　亡　伊藤　昌切

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十九日
事務所東京都杉並区荻窪五―一八―一一サニーシティ荻窪三〇四号荒井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　荒井九州雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区目白一丁目五番、最後の住所東京都板橋区向原三丁目一〇番六号レジデンス大富五〇一号　被相続人　亡　三島　晴壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十九日
東京都港区虎ノ門三丁目一〇番四―八一〇号山口雅主法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山口　雅主

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県北秋田市米内沢字根小屋一七九番地の四、最後の住所神奈川県平塚市明石町二三番二三―五〇四号
被相続人　亡　渡辺　惣作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十九日
神奈川県小田原市栄町二―一三―一一西部ビル四階　杉崎茂法律事務所
相続財産管理人　弁護士　劔持　京助

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市中原区新城一丁目三番、最後の住所川崎市中原区中丸子一八二番地二ナイスシティアリーナ武蔵小杉ブライト二〇四
被相続人　亡　郡山　輝美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十九日
川崎市幸区堀川町五八〇番地ソリッドスクエア西館三階　多摩川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　増田　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県駿東郡清水町湯川一五三番地一〇、最後の住所静岡県駿東郡清水町湯川一五三番地の一〇　被相続人　亡　田邉　俊二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十九日
静岡県沼津市御幸町二五番三三号はまゆう法律事務所
相続財産管理人　弁護士　梅田　欣一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市南区金折町三五九番地一、最後の住所静岡県浜松市南区金折町三五九番地の一　被相続人　亡　滝　信興

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十九日
静岡県浜松市中区鴨江二丁目三二番三号
熊田俊博法律事務所
相続財産管理人　弁護士　熊田　俊博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市内野四六六番地一、最後の住所静岡県富士宮市内野四六六番地の一　被相続人　亡　伊藤　一志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十九日
事務所静岡県富士市中央町一丁目一〇番二号　小長谷法律事務所
相続財産管理人　石野　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市竜美台二―八―一二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　廣中　勝明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十九日
愛知県岡崎市祐金町一二五ジブラルタ生命岡崎ビル六F山本健司法律事務所
相続財産管理人　弁護士　阿讃坊明孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西尾市吉良町吉田亥改八〇番地、最後の住所愛知県西尾市吉良町吉田下屋敷二三番地一　被相続人　亡　鈴木ちよ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十九日
愛知県岡崎市羽根町字貴登野三二番地一マルゴビル一〇三号
相続財産管理人　弁護士　永谷　和之

第4期決算公告

平成23年9月29日
埼玉県入間郡三芳町竹間沢東14番地10
株式会社松柏
代表取締役　中江　國雄

貸借対照表の要旨
（平成22年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,130
	固定資産	45,154
	合計	48,360
負債及び純資産の部	流動負債	1,061
	固定負債	40,559
	株主資本	6,740
	資本金	6,000
	利益剰余金	740
	その他利益剰余金	740
	（うち当期純利益）	(260)
	合計	48,360

第18期決算公告

平成23年9月29日
埼玉県入間郡三芳町竹間沢東14番地10
アクトサービス株式会社
代表取締役　丸山　真

貸借対照表の要旨
（平成22年9月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	41,407
	固定資産	546,136
	合計	587,543
負債及び純資産の部	流動負債	2,286
	固定負債	593,960
	株主資本	△8,703
	資本金	42,000
	利益剰余金	△50,703
	その他利益剰余金	△50,703
	（うち当期純利益）	(4,740)
	合計	587,543

第33期決算公告　平成23年9月29日
青森県八戸市豊洲2番地15号
株式会社八戸アストモスターミナル
代表取締役　岩本　滋

貸借対照表の要旨（平成23年6月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	19,221,923
	固定資産	1,018
	資産合計	19,222,941
負債及び純資産の部	流動負債	8,532,252
	（賞与引当金）	(4,923,000)
	固定負債	4,132,084
	（退職給付引当金）	(4,132,084)
	株主資本	6,558,605
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△3,441,395
	利益準備金	40,000
	繰越利益剰余金	△3,481,395
	（うち当期純利益）	(1,052,484)
	負債・純資産合計	19,222,941